

これまでいただいた御意見と 基本方針等における対応について

令和3年5月31日

廃炉・汚染水・処理水対策チーム事務局

目次

1. 安全の確保について	… P. 2～6
(1) これまでにいただいた御意見	(2) 基本方針における記載
(3) 基本方針決定後の主な取り組み	(4) 今後の検討課題
2. 国民・国際社会の理解醸成について	… P. 7～13
(1) これまでにいただいた御意見	(2) 基本方針における記載
(3) 基本方針決定後の主な取り組み	(4) 今後の検討課題
3. 風評対策（生産・加工・流通・消費対策）について	… P. 14～21
(1) これまでにいただいた御意見	(2) 基本方針における記載
(3) 基本方針決定後の主な取り組み	(4) 今後の検討課題
4. 風評被害が生じた場合の対策について	… P. 22～25
(1) これまでにいただいた御意見	(2) 基本方針における記載
(3) 基本方針決定後の主な取り組み	(4) 今後の検討課題
5. 将来に向けた検討課題など	… P. 26～27
(1) これまでにいただいた御意見	(2) 基本方針における記載
(3) 基本方針決定後の主な取り組み	(4) 今後の検討課題

注1) 「これまでにいただいた御意見」は、御意見を伺う場（2020年4月～）・福島評議会（2021年4月18日）などでいただいた御意見を事務局において整理したものです。

注2) 「方針決定後の主な取り組み」等の記載事項は、検討の進捗に合わせて、更新していきます。

1. 安全性の確保について

(1) これまでにいただいた御意見

- ◇ 安全の確保が放出処分の必須条件と考えている。国が安全性確保のため努力してほしい。【葛尾村、飯舘村、福島県農業協同組合中央会、全国旅行業協会】
- ◇ 浄化処理について、処理過程の透明性の確保、万全な安全対策に取り組んでいただきたい。【福島県、川内村】
- ◇ 処分にはIAEA（国際原子力機関）等の第三者機関、および地元関係者などが立ち会い、透明性を確保することが必要。【福島県、楡葉町、富岡町、新地町、全国商工会連合会】
- ◇ 国際的第三者機関による科学的根拠を情報提供し、国際レベルで合意を得ること。【ヨークベニマル】
- ◇ 消費者や児童、保護者らの安心確保のため、政府は第三者的立場の組織を作り、安全性の発信に努めて欲しい。【福島県青果市場連合会】
- ◇ 放出中及び放出後のモニタリングを通して、適切に処分が実施されていることを確認し、その結果を誰でも確認できるようにすること。【楡葉町、宮城県、全国旅行業協会】
- ◇ 人体への影響のみならず、生物多様性にも影響を与えないよう、十分な調査研究、影響評価及びモニタリングを継続的に実施し、適切な措置を講じることが必要。【いわき市】
- ◇ 異常があれば即座に停止するなど、処分が行われる際の対策を明確にすること。【福島県、楡葉町、宮城県】
- ◇ トリチウム以外の放射性物質について、基準値未満をしっかりとってほしい。【福島県、広野町、川内村、新地町、福島県旅館ホテル生活衛生同業組合、宮城県】

1. 安全性の確保について

(1) これまでにいただいた御意見（つづき）

- ◇ 最低でもWHOの飲料水濃度は守ってほしい。【新地町】
- ◇ 日本の技術力を結集して、できたらパイプラインなどで沿岸からできるだけ離して、沖合に流すようなことも模索していただきたい。【福島県旅館ホテル生活衛生同業組合】
- ◇ 原子力規制委員会、廃炉・汚染水対策チームなどにおかれては、これまで以上にこの検査体制を厳格にして、チェック体制に万全を期していただきたい。そのチェック結果を速やかに地域住民の方々に分かりやすく提示いただくことが大事ではないかと考える。【広野町】

(2) 基本方針における記載

2. ALPS処理水の処分方法について（基本方針 P.6～8）

- 国内での実績がある点やモニタリング等を確実に実施可能とされている点を評価し、海洋放出する方針。
→ IAEAも、「日常的に実施されており、技術的に実行可能」と評価。
- 国際ルールに基づく国内の規制基準（トリチウム濃度等）を遵守し、周辺地域の住民や環境等の安全を確保。
- 国際社会の責任ある一員として、透明性高く、積極的な情報提供を継続。

(2) 基本方針における記載 (つづき)

3. ALPS処理水の海洋放出の具体的な方法 (基本方針 P.8～10)

・東京電力には2年程度後を目途に福島第一原発の敷地から放出する準備を進めることを求める。

(1) 「風評影響を最大限抑制するための放出方法」

①トリチウム：

・濃度：規制基準の1/40 (WHO飲料水基準の約1/7) まで希釈。

※既に放出しているサブドレンの排水濃度と同レベル

・総量：事故前の管理目標値 (年間22兆Bq) を下回る水準とする。

②その他核種：規制基準を下回るまで2次処理。更に上記のトリチウム濃度を満たすため、大幅に希釈。

→ 規制基準を大幅に下回ること、安全性を確保し、風評を抑制。

※万が一、機能不全や異常値が検出された場合には、確実に放出を停止。

(2) 「海洋モニタリングの徹底」

－ 放出前・放出後のモニタリングを強化。地元自治体・農林水産業者等も参画。

－ IAEAの協力を得て、国内外に客観性・透明性を高く発信。

(参考) 関係省庁の当面取り組むべき措置 (風評影響を最大限抑制するための処分方法・モニタリング等)

関係省庁	対応
経済産業省 農林水産省	○ 風評影響を抑制する処分方法の徹底 → 復興に向けた農林水産業者の努力の妨げにならないため、安全を最優先に、地元を始め、消費者の方々の不安を解消するよう、放出するトリチウムの量が最小限になる処分方法を継続的に検討するとともに、そのような処分方法を徹底するよう東京電力を指導する。
外務省 農林水産省 経済産業省 環境省 原子力規制庁	○ 客観性・透明性の高いモニタリングの実施 → モニタリング調整会議の下、関係省庁で連携して、漁場や海水浴場等において、新たにトリチウムに関する海域モニタリングを実施し、科学的・客観的なモニタリング結果を発信する。 ○ 国際的な基準の厳格な遵守 → 公衆や周辺環境の安全を確保するため、国際的な基準を遵守するとともに、これを発信する。 ○ 外国の分析機関との相互比較 → データの信頼性を確保するため、国際原子力機関 (IAEA) の協力を得て、外国の分析機関との相互比較を行い公表する。こうした取組により、日本の分析機関のモニタリング手法を含む分析能力の客観性・透明性を高めるとともに、これを発信する。

1. 安全性の確保について

(3) 基本方針決定後の主な取組

【具体的な計画の検討・許認可】

- 原子力規制委員会は、今後、東京電力からの計画の申請を受け、厳格に審査を行っていく予定。

【モニタリング】

- 4月27日に政府のモニタリング調整会議を開催。関係機関が連携して、基本方針に定められた事項を実施していくため、『海域環境の監視測定タスクフォース』をモニタリング調整会議の下に設置。今後、放出開始の前後における海域モニタリングの強化・拡充に向けた検討を進める。
- 梶山経済産業大臣は、4月14日にIAEAのグロッシー事務局長と会談。原子力について高い専門性を持つIAEAの確認を得ることにより国際社会への客観性・透明性を高めるべく、①レビューミッションの派遣、②環境モニタリングの支援、③国際社会に対する透明性の確保について正式に協力を要請。グロッシー事務局長からは積極的に協力するとともに、今後も緊密に連携しつつ、準備を加速していく旨回答。今夏にも、第1回のレビューミッションを受け入れるべく調整中。

(参考) 東京電力の取組

- 基本方針決定を受けて、東京電力は、基本方針を踏まえた具体的な計画の検討を開始。

(4) 今後の検討課題

- 安全性についての、信頼性・客観性の確保の在り方
・地元自治体、IAEA等の国際機関の関与の在り方 など
- モニタリングの強化・拡充の方向性
・測定地点・頻度の考え方 など
- 情報公開の在り方
・従来のホームページにおける公開方法の改善の方向性、発信すべき情報の考え方 など

2. 国民・国際社会の理解の醸成について

(1) これまでにいただいた御意見

- ◇ 福島の実況についての認識が不足していることに加え、トリチウムに関する正確な情報が伝わっていないことから、国及び東京電力が責任を持って、十分な説明と情報発信を行うこと。
【福島県、福島県議会、福島県町村会、いわき市、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、福島県商工会議所連合会、福島県農業協同組合中央会、ヨークベニマル、福島県旅館ホテル生活衛生同業組合、福島県水産市場連合会、全国漁業協同組合連合会、日本スーパーマーケット協会、日本チェーンストア協会、日本ボランティアチェーン協会、全国旅行業協会、日本旅行業協会、日本経済団体連合会、全国商工会連合会、全国消費者団体連絡会、宮城県、千葉県】
- ◇ 全国的な問題として処分方法の安全性について科学的な根拠を丁寧に説明し、住民、商工業者、農業者、漁業者らの合意を得ることが必要だ。【相馬市、広野町、福島県農業協同組合中央会】
- ◇ 漁業者、国民の理解を得られない、ALPS処理水の海洋放出は、漁業者の総意として、絶対反対。【福島県漁業協同組合連合会、全国漁業協同組合連合会】
- ◇ 国と東京電力から、バイパス、それからサブドレンに対して協力した際に、回答書として関係者の理解なしにはALPS処理水の海洋投棄は行わないとの回答を頂いている。この件、まずこのハードルを乗り越えて、国、東電ともご説明いただければ、これらの基本方針への信頼性が担保されるものではないと思っている。【福島県漁業協同組合連合会】
- ◇ 処理水の取り扱いを巡り、現時点で県民や国民の理解が十分に得られているとは言えない。丁寧な説明など国民の理解を深める対応を求める。【いわき市、南相馬市、富岡町、福島県漁業協同組合連合会】
- ◇ 結果だけではなく、検討のプロセスも含めて丁寧に説明してほしい。【福島県議会、川内村、茨城県】

2. 国民・国際社会の理解の醸成について

(1) これまでにいただいた御意見 (つづき)

- ◇ 小中高、大学など学校教育、社会教育等あらゆる局面と機会を捉え、放射線に関する正しい知識習得、諸対策に対する国民理解を醸成すること。【福島県農業協同組合中央会、全国旅行業協会】
- ◇ リスクコミュニケーションの取組について、対象、内容、方法、頻度を充実させること。【福島県農業協同組合中央会】
- ◇ マスメディアやSNSでさらに情報発信を充実いただきたい。【福島県農業協同組合中央会、日本スーパーマーケット協会】
- ◇ IAEAなど海外の専門機関の協力を得ながら、諸外国の理解もしっかりと得られるよう、国の継続した取り組みを求める。【富岡町、日本スーパーマーケット協会】
- ◇ 福島県の農畜産物の輸入規制をしている国の規制解除をいただくこと。【福島県農業協同組合中央会】
- ◇ 茨城県の農林水産物の輸入をやっと認め始めてくれた諸外国がまた元に戻ってしまったりすることが絶対にならないのか、海外との関係も重視していただきたい。【茨城県】
- ◇ トリチウム水で魚を飼育して安全性を科学的にデータ分析できないのか。【福島県農業協同組合中央会】

(2) 基本方針における記載

4. 風評影響への対応 (基本方針 P.11~14)

- ・東京電力には、風評影響を最大限抑制する対策、賠償により機動的に対応することを求める。
- ・政府は、前面に立ち、一丸となって風評影響を最大限抑制する対策や産業復興等に取り組む。

(1) 「国民・国際社会の理解の醸成」

- ALPS処理水の安全性について、科学的根拠に基づく情報を分かりやすく発信。IAEA等とも協力。

2. 国民・国際社会の理解の醸成について

(参考) 関係省庁の当面取り組むべき措置（風評影響を最大限抑制するための国民・国際社会の理解の醸成①）

関係省庁	対応
復興庁	○ 国内外への情報発信の強化 → 風評影響を最大限抑制していくため、処理水処分に係る安全性についての国内外への理解醸成に向け、科学的な根拠に基づく分かりやすいコンテンツを作成し、インフルエンサーも登用しつつ、様々なメディアを活用することで効果的な情報発信を展開する。 → 市町村等による、創意工夫を凝らした地域の魅力向上・発信等による風評払拭に資するための取組を新たに支援。 ○ 風評対策タスクフォースの活用 → 「風評対策タスクフォース」等を通じ、関係省庁との連携を強化する。 ○ 外国人向けポータルサイトの活用 → 外国人向けポータルサイトをフル活用する。
消費者庁 厚生労働省	○ 食品中の放射性物質に関する情報発信・意見交換 → 食品中の放射性物質に関する基準値の内容や、地方自治体等が行った食品中の放射性物質の検査結果をホームページ等における速やかな国内外への情報発信を継続。 → 関係省庁と連携し、全国各地で食品中の放射性物質に関する意見交換会を継続。
環境省	○ 放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料の活用 → 放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料を活用し、国内外への科学的知見の発信を行う。 ○ 放射線リスクコミュニケーション相談員支援センターの活用 → 被災地の地元住民等に向けて、放射線リスクコミュニケーション相談員支援センターを活用し、車座などの機会を通じて、放射線による健康影響への不安に対応する。

2. 国民・国際社会の理解の醸成について

(参考) 関係省庁の当面取り組むべき措置 (風評影響を最大限抑制するための国民・国際社会の理解の醸成②)

関係省庁	対応
経済産業省	○ 住民参加型の説明会・座談会等の開催 → 被災地の地元住民等と双方向コミュニケーションを行うため、少人数参加型の視察・座談会等を開催。福島第一原発の現状等を伝え、また疑問に答える。 ○ 国内各層を対象にした説明会等の開催 → 国内の幅広い層（地元住民、学生、消費者団体、小売り・流通等）に対して、ALPS処理水の処分方針に関する多人数参加型の説明会を開催。 ○ 国内消費者一般に向けた情報発信 → 広く国内の消費者等に向けて、リーフレットや動画、ラジオのコンテンツ等を作成し、科学的根拠に基づきわかりやすく情報発信を行う。 ○ 海外の消費者等に向けた情報発信 → 外国の消費者等に向けて、科学的根拠に基づくわかりやすい情報発信を実施するため、海外メディアやインフルエンサー等への情報提供を強化。
外務省 経済産業省 農林水産省	○ 関係国・地域及び国際機関への情報発信 → 国際社会に対する透明性を確保するため、国内外（在外公館も含む）で関係国・地域及び国際機関に向けた説明・情報発信を継続・強化。 - 在京外交団及び外国報道機関への説明会 - 東電福島第一原発の廃炉に係る毎月の外交団及びIAEAへの状況共有 - IAEAやOECD/NEA等の国際機関が開催する様々な国際会議の機会を捉えた説明
外務省 経済産業省 原子力規制庁	○ IAEAによる国際的なレビューの実施 → 国際社会に対する透明性を確保するため、ALPS処理水の処分に係る放射線安全等について、IAEAに国際的なレビューを要請。

2. 国民・国際社会の理解の醸成について

(3) 基本方針決定後の取組

【国内向けの説明活動】

- 地元自治体や漁業者等に対する説明会などを実施中。今後も重層的に実施していく予定。
- 今後、大消費地（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪 等）において、安全性についての科学的根拠を提示しつつ、重点的な広報活動（小売・流通・観光業者などの業種別説明会）を実施予定。
- さらに、全国の経済団体・流通団体・旅行団体の協力を得て、事業者向けの説明会を実施。それぞれの団体ごとの視察ツアーの組成や、機関誌への掲載を計画。希望される関係業界に対しては、Q&Aを配布。
- 広く一般の方向けには、基本方針の解説動画の配信（YouTube配信・Yahoo!バナー（政府広報との連携））を実施。また、トリチウムの性質等をイラストで分かりやすく解説したチラシをウェブ公開。パンフレット・リーフレットについて、浜通りを中心とした15市町村に御協力をいただき全戸配布を実施予定。今後は、主婦向けなど、説明対象者の関心に合わせたコンテンツの作成するとともに、プッシュ型広告を活用しながら「届ける」広報を展開予定。また、食品と放射能に関する意見交換会での説明や一般向けのQ&A集に関連項目を追加予定。
- 小学生・中学生・高校生など若い世代については、放射線副読本の配布により、放射線に関する科学的な理解を深める。福島県への修学旅行等の実施について、情報提供を実施。
- 新聞・テレビなどの大手メディアのほか、広く関心のあるメディア向け説明会を実施（30社参加）。
- 「処理水」「汚染水」の使い分けを徹底するため、定義変更のニュースリリースに加え、記者への説明を実施。
- 4月22日に風評対策タスクフォースを開催し、復興大臣から関係府省庁に対して、基本方針の決定を踏まえた、正確な情報の発信や海外に向けた戦略的な発信など施策の検討を指示。
- 福島県及び県内市町村による風評払拭の取組（情報発信等）を支援するための新たな交付金について、6月に説明会を行った上でモデルとなる取組を先行して募集する予定。

2. 国民・国際社会の理解の醸成について

(3) 基本方針決定後の取組（つづき）

【海外での説明活動】

- 在外大使館・総領事館から各国政府への説明を実施。誤った見解には、随時反論（経済産業省ホームページにおいて海外の事例を公表）。
- 東アジア各国のJETRO海外事務所を通じて海外食品バイヤー等に正確な情報を提供。今後、海外EC事業者等にも正確な情報を提供予定。
- 関係資料を多言語化（英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、仏語、スペイン語、ロシア語）。
- 外国人の疑問に答えることを主目的にしたポータルサイト「Fukushima Updates」において、今後、ALPS処理水に関するFAQを追加予定。
- 農林水産物に対する輸入規制撤廃の働きかけにおける、相手国政府への丁寧な説明を実施。

（参考）東京電力の取組

- Web、SNS等を活用した国内外への正確かつタイムリーな情報発信を継続。「処理水ポータルサイト」は今後、内容を刷新予定。処分方法・モニタリング等の広報用ツールの適時整備。
- 理解醸成に向けたメディア取材・有識者視察の勧奨を継続。視察簡素化や、オンラインバーチャル視察による視察者増を志向。視察、座談会、訪問等の様々な機会を通じていただいたご懸念やご意見を真摯に受け止め、事業運営に活かす「双方向のコミュニケーション」を徹底。
- また、ALPS処理水中の放射能に関する実証的な情報を提供するために、魚類等の飼育試験を計画。



(4) 今後の検討課題

- 効果的な国内向けの情報発信の在り方
 - ・説明対象・機会の拡充、情報発信の方法・媒体、説明内容・コンテンツ内容の方向性、放射線技師など放射線知識のある専門家との協力 など
- 効果的な海外向けの情報発信の在り方
 - ・説明対象・機会の拡充、海外専門機関・有識者の協力を得た科学的根拠に基づく情報の発信、IAEAなど国際機関との協力、説明内容・コンテンツ内容の方向性 など

3. 風評対策（生産・加工・流通・消費対策）について

（１）これまでにいただいた御意見

- ◇ 国及び東京電力は、新たな風評を生じさせないよう取り組むこと。国及び東京電力において、風評対策に責任を持って取り組むこと。【福島県、福島県農業協同組合中央会、福島県水産加工業連合会、全国漁業協同組合連合会】
- ◇ 水産業をはじめ、農林業や商工業、観光業にも風評を生じさせない徹底的な取組を。【福島県、富岡町、川内村、浪江町、ヨークベニマル】
- ◇ 風評被害を抑えるのではなく、発生させない決意を。風評対策を実行する財源の裏付けも必要。【いわき市】
- ◇ どのような風評被害が発生し得るか、どのような対策が有効かということについて、現地の声を直接聞きながら事前に検討し、処分実施時から風評被害の払拭に努める取組をしていただくことが必要。【全国旅行業協会、千葉県、茨城県】
- ◇ 場当たり的な風評被害対策というのをやっているような感じがする。風評被害はなぜ起こるのかという、その原因をしっかりとつかんで対策するということをしっかりやる必要がある。【田村市】
- ◇ 放出したら風評が発生するのではなくて、もう現実問題となっている。【福島県水産加工業連合会】
- ◇ これまでの経験を踏まえ、さらに踏み込んだ実効性のある具体的な対策を望む。【福島県町村会、富岡町】
- ◇ さらなる風評被害、新たな問題が生じた場合には、各種振興策、生活保障策などの対策を。【広野町、宮城県】
- ◇ 新たな販路開拓など農林水産業者が納得する振興策や、風評がなくなるまでの息の長い支援が必要。【浪江町】
- ◇ 生産者や消費者、生産者と流通業者が幅広い角度で交流機会を創出し、財政的な支援策を講じていただきたい。【福島県農業協同組合中央会】

3. 風評対策（生産・加工・流通・消費対策）について

（１）これまでにいただいた御意見（つづき①）

- ◇ 事業者が将来にわたって、安心して事業を営むことができるような仕組みを、国において構築すること。【福島県、全国漁業協同組合連合会】
- ◇ 流通業者に対しても、風評を根拠とした買い控えや買ったたきなどが起こらないよう、流通の川上から川下まで各段階ごとに十分な目配りと指導を行っていただきたい。【千葉県】
- ◇ リスクコミュニケーションは、消費者だけでなく、仲卸業者や流通販売事業者などを含めて様々な関係者へ丁寧に行って頂きたい。流通促進のイベントや広報活動などは、今後も取り組んで頂きたい。【全国消費者団体連絡会】
- ◇ 福島県に本社を置き、前に進もうとしている企業を最優先に、規模の大小を問わず対応すること。【福島県水産市場連合会】
- ◇ 一律に地域を限定せず、漁業振興策の実施と併せ、販路や需要の確保など漁業者や流通加工業関係者等のなりわいに支障が生じないよう、国が責任をもって万全の対策を講じることを求める。【宮城県】
- ◇ ふるさと納税制度の積極的な活用のように、被災地の農林水産品のブランド力向上と販路拡大、開拓に向けて、全国でバックアップする体制を構築いただきたい。【日本経済団体連合会】
- ◇ 政府主導で、適正価格で県産品を他の都道府県が一定量購入して消費することを義務付けるような仕組みなどをつくっていただきたい【福島県旅館ホテル生活衛生同業組合】
- ◇ 福島県産農林水産物は、関係者から味 1 番としての評価をいただいているが、利益率の高い買ったたきにより、売れ筋、買い筋では 3 番以下という状況にある。そういう意味では、売れ筋、買い筋ともに 1 番を実現するための斬新なパッケージ等を開発するための支援をお願いしたい。【福島県農業協同組合中央会】
- ◇ 農林水産物の 6 次化や観光資源など、差別化に向けた施設整備等開発支援を講じていただきたい。【福島県農業協同組合中央会】

3. 風評対策（生産・加工・流通・消費対策）について

（１）これまでにいただいた御意見（つづき②）

- ◇ 県漁連として、漁業界は当然、このALPS処理水の海洋放出については反対。ただ、われわれはこの地元で土着して漁業を続けるというのも、また総意。この二本柱が漁業者の意思としてまとまっている。非常に意見が分かれるが、このような漁業者の立ち位置の中で、今回、国と東京電力から海洋放出に関する基本方針が示された。【福島県漁業協同組合連合会】
- ◇ 魚離れに拍車を掛けてしまうのではないかと思う。その中で相対的に福島も下がっていく。【福島県水産加工業連合会】
- ◇ 新たな放射性物質の放出により、やっと構築してきた消費者との信頼関係がなくなってしまうのではないかと心配。多くの解決すべき課題があるため、復興創生期間後も継続した支援を林業の再生を行うことが必要。【福島県森林組合連合会】
- ◇ 観光客の呼び込み、移住定住促進への対応策も必要。【いわき市、南相馬市、福島県森林組合連合会】
- ◇ 水産資源、海洋レジャー、沿岸の宿泊施設等への風評被害の対策が十分に講じられること。【全国旅行業協会】
- ◇ 「安心して福島県に出かけてください」という強力なメッセージの発信。官民一体の観光キャンペーンの実施、観光受け入れ態勢の整備、観光情報の一元的な提供を要望する。一方的に発信するだけでなく、観光需要をつくる人々を招き、実際に現地を見てもらうことも必要。【日本旅行業協会】
- ◇ 観光形態が滞在、宴会型等から体験型に変化。旅館に囲い込むより現地の食材を使ったり、地域を回遊するような形の観光が大事であり、そういった観光に対する助成もお願いしたい。地域振興券も観光と一体となって売ることができる。【日本旅行業協会】

（2）基本方針における記載

4. 風評影響への対応（基本方針 P.11～14）

- ・東京電力には、風評影響を最大限抑制する対策、賠償により機動的に対応することを求める。
- ・政府は、前面に立ち、一丸となって風評影響を最大限抑制する対策や産業復興等に取り組む。

（1）「国民・国際社会の理解の醸成」

- ALPS処理水の安全性について、科学的根拠に基づく情報を分かりやすく発信。IAEA等とも協力。

（2）「生産・加工・流通・消費対策」

- 漁業関係事業者への支援（設備導入など）を継続・拡充
- 福島相双機構、JETRO、中小機構等による販路開拓・販売促進
- 観光誘客促進等の支援、交流人口拡大 など

（3）「損害賠償」

- 対策を講じても生じる風評被害には、被災者に寄り添う丁寧な賠償を実施するよう東京電力を指導。
（被災者の立証負担の軽減、賠償の期間・地域・業種を画一的に限定しない等）

3. 風評対策（生産・加工・流通・消費対策）について

（参考）関係省庁の当面取り組むべき措置（風評影響を最大限抑制するための生産・加工・流通・消費対策①）

関係省庁	対応
農林水産省	○ 風評被害が生じるおそれがある地域における収益性向上支援 → 風評被害が生じるおそれがある地域における漁船漁業の漁獲量回復や養殖業協業化促進による収益性向上の取組等への支援を行う。 ○ 風評被害が生じるおそれがある地域における水産関係共同利用施設の整備支援 → 荷捌き場等の共同利用施設の整備支援を行う。 ○ 農林水産業再生に向けた風評払拭の総合的支援 → 福島県の農林水産業の再生に向けて、GAP認証や水産エコラベルの取得、海外を含む農林水産物の販路拡大と需要の喚起、高付加価値化によるブランド力の向上等、生産から流通・販売に至るまで、風評の払拭を総合的に支援する。 ○ 水産物の販売加速化支援 → 福島県及び近隣県の水産物の販売加速化に向けて、多様な販売ルートの開拓に向けた支援を行う。
経済産業省	○ 公益社団法人福島相双復興推進機構による支援 → 福島県における流通のボトルネックを解消するため、公益社団法人福島相双復興推進機構が、浜通り地域等の15市町村の水産関係の仲買・加工業者等を新たに支援。 ○ 被災地域への域外からの消費呼び込み支援（中小機構、JETRO等関係機関の活用） → 浜通り地域等15市町村に域外からの消費を呼び込むため、新たに、①福島県への来訪、②来訪者に対する販売促進、③ECサイトや福島製品の販路開拓、④商品開発や海外展開、等を支援。 ○ ALPS処理水の処分に伴う風評影響実態調査の実施 → ALPS処理水の処分に伴い風評影響を受ける可能性がある福島県や隣県の産業について、流通実態や風評影響を調査。

3. 風評対策（生産・加工・流通・消費対策）について

（参考）関係省庁の当面取り組むべき措置（風評影響を最大限抑制するための生産・加工・流通・消費対策②）

関係省庁	対応
国土交通省	○ 福島県における観光復興の促進支援 → 福島県における観光復興を促進するため、同県が福島県観光関連復興事業実施計画に基づき実施する①滞在コンテンツの充実・強化、②受入環境の整備、③プロモーションの強化、④観光復興促進のための調査といった取組を支援し、国内外から福島県への誘客を図る。 ○ 福島県への観光客の誘致促進支援 → 観光関係の様々な支援メニューを活用して福島県への観光振興を図るため、風評を払拭しつつ観光客を誘致するための取組を支援する。

3. 風評対策（生産・加工・流通・消費対策）について

（3）基本方針決定後の取組

- 新たな風評を生じさせないよう、生産・加工・流通・消費の各段階で理解を得るべく、漁業者をはじめとする関係事業者への説明会を実施中。
- 水産業をはじめ、農林業や商工業、観光業の復興に支障が生じないよう、基本方針に盛り込んだ風評影響を最大限抑制するための対策を、国が前面に立って実施中。

【水産業】

- ✓ **生産**：がんばる漁業復興支援事業の事業期間を延長し、水揚量の回復を引き続き支援。相馬地区の沖合底びき網漁業では、事業を活用し、5年後（令和7年）に震災前の5割以上の水揚げ回復を目指す取組を実施中。
- ✓ **加工・流通**：公益社団法人福島相双復興推進機構において、水産関係の仲買・加工業等を営む方々（原子力被災12市町村に、いわき市、相馬市及び新地町を加えた15市町村）を支援するため、『水産販路等支援プロジェクトチーム』を設置（5月13日）。個別支援に向けて調整中。
- ✓ **消費**：「新たな生活様式に対応した水産物消費拡大検討会」（水産庁・経産省・復興庁）において、基本方針の決定を踏まえ、復興水産物の消費拡大方策についても議論（5月12日）。

【農林業】

- ✓ **第三者認証GAP等取得支援**を実施中（5月26日時点で87件）。ガイドラインに基づく検査や自主検査を実施し、福島県ホームページ等で検査結果を随時公表中。
- ✓ 福島県産木材製品の放射性物質の調査・分析、福島県産材の安全性をPRするための、公共建築物での使用、木製玩具の公共施設などへの提供、展示会等での製品展示等による風評被害の防止活動への支援を実施中。
- ✓ 国内量販店における販売フェア、事業者向け商談会やバイヤーツアー、オンラインストアへの出展促進等を検討中。また、流通実態を把握するため、風評発生の構造変化や有識者等の意見を踏まえたマーケティング調査を検討中。

3. 風評対策（生産・加工・流通・消費対策）について

（3）基本方針決定後の取組（つづき）

【観光・商工業】

- ✓ 交流人口拡大の成功事例の創出に向けて、「第3回プロジェクト創出の場」を開催（5月28日）。
 - ✓ 福島県の地域産品の販売促進に向けて、デパートや商業施設等における販売会・特設コーナーの設置、デリバリー店舗・飲食店でのメニューフェアの開催等を検討・調整中。
 - ✓ 福島県への観光客の誘致に向けて、観光協会など地域の観光関係者による福島県ならではの観光資源の磨き上げや、その魅力の発信を支援するため、「地域の観光資源の磨き上げを通じた域内連携促進事業」において福島県内の20事業を選定（5月25日）
- さらに踏み込んだ実効性のある具体的な対策を講ずるべく、現地の声を直接聞きながら、必要な対応を検討中。

（参考）東京電力の取組

- 東京電力も、基本方針決定を受けて、「風評影響を最大限抑制するため、風評を受け得るさまざまな産業に関する生産・加工・流通・消費対策（販路開拓等）に全力で取り組む」旨を公表。これまで取り組んできた福島県産農林水産物の流通促進活動の継続・拡大。今後、その他の具体的な対策の充実・拡大に向けて、福島県およびその近隣県をはじめとする関係者との対話・協議を実施予定。



（4）今後の検討課題

- 各産業における決定後に生じた状況、今後見込まれる状況の把握の実施。機動的な対策の実施の在り方
- ・これまでの対策の過不足と追加的な対策の方向性
 - ・注力すべき対策の考え方
 - ・対策の時間軸の整理（早急に実施すべき対策、中長期的に実施すべき対策） など

4. 風評被害が生じた場合の対策について

(1) これまでにいただいた御意見

- ◇ 国民の理解がない中で処理水を環境放出すれば必ず風評被害が起きる。東電はそれを前提に対策を講じ、きちんと損害賠償を負うべき。【福島県、広野町、楢葉町、飯舘村、福島県商工会議所連合会、全国消費者団体連絡会】
- ◇ 東京電力における賠償に対する取り組みは十分とはいいがたい状況であることを踏まえれば、東京電力は真摯に対応する必要がある。【いわき市】
- ◇ 国及び東京電力におきましては民間事業者、地方自治体の関係なく被害者側の声を聞いていただき、誠意をもって損失補填や風評対策への財政措置に応じていただかなければならない。【宮城県】
- ◇ 東京電力に対し確実な賠償を行うよう指導するなど、国が責任を持って対応すること。【福島県、福島県旅館ホテル生活衛生同業組合】
- ◇ 政府によって因果関係の立証、その支援を行ってほしい。【福島県旅館ホテル生活衛生同業組合、いわき市】
- ◇ 万が一の場合にはこういうふうに賠償するという基準を、国も含めて検討し、できるだけ早く明確に出してほしい。【南相馬市】
- ◇ 請求に係る負担や不利益が生じることなく、被害を受けた全ての事業者が迅速かつ確実に損害賠償を受けられるよう、一律に賠償期間や地域を限定せず、これまでの原子力損害賠償のスキームに代わる新たな仕組みを、国として早急に策定することを求める。【宮城県】
- ◇ 第1次産業がクローズアップされるが、第2次、第3次産業、全ての業種に対して損害が発生する。処理水の処分が終了するまでの全期間にわたって速やかに賠償を実行してほしい。【福島県旅館ホテル生活衛生同業組合】

4. 風評被害が生じた場合の対策について

(1) これまでにいただいた御意見（つづき）

- ◇ 事業者の被る被害に対する経済的補償のスキーム及び事業者への支援、例えば、産品買取り、事業継続や新商品開発のための支援策などを創設することを国が明確に意思表示することがさらに重要。【日本商工会議所】
- ◇ 賠償関係に関して言えば、震災直後にこの枠組みが出てきて、いろいろ矛盾が生じているところもある。被害者がリスク、責任を持つとか、できないと払えないとか、いろいろな矛盾が出てきていると思う。そのあたりを少し、この際、統括というか、是正するのめやむを得ないと思う。【福島県水産加工業連合会】

(2) 基本方針における記載

4. 風評影響への対応（基本方針 P.11～14）

- ・東京電力には、風評影響を最大限抑制する対策、賠償により機動的に対応することを求める。
- ・政府は、前面に立ち、一丸となって風評影響を最大限抑制する対策や産業復興等に取り組む。

(1) 「国民・国際社会の理解の醸成」

- ALPS処理水の安全性について、科学的根拠に基づく情報を分かりやすく発信。IAEA等とも協力。

(2) 「生産・加工・流通・消費対策」

- 漁業関係事業者への支援（設備導入など）を継続・拡充
- 福島相双機構、JETRO、中小機構等による販路開拓・販売促進
- 観光誘客促進等の支援、交流人口拡大 など

(3) 「損害賠償」

- 対策を講じても生じる風評被害には、被災者に寄り添う丁寧な賠償を実施するよう東京電力を指導。
(被災者の立証負担の軽減、賠償の期間・地域・業種を画一的に限定しない等)

4. 風評被害が生じた場合の対策について

(参考) 関係省庁の当面取り組むべき措置 (風評被害が生じた場合の対策)

関係省庁	対応
文部科学省	○ 原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）による和解の仲介 → 被害者が、東京電力に直接賠償を請求して和解することが困難な場合などには、原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）による和解の仲介を利用していただく。 ○ 原子力損害賠償紛争審査会での調査・審議 → 風評影響を最大限抑制するための対策を講じてもなお、ALPS処理水の放出後、東電福島原発事故に起因する原子力損害に当たる風評被害が生じた場合には、原子力損害賠償紛争審査会で必要に応じ調査・審議を行うことを検討する。
経済産業省	○ 被害の実態に見合った必要十分な賠償／賠償方針等の提示 → 万全の対策を講じてなお、風評被害の発生が確認された場合には、セーフティネットとして機能する賠償により機動的に対応するよう、以下の観点から東京電力を指導。 － 賠償期間、地域、業種を画一的に限定することなく、被害の実態に見合った必要十分な賠償を迅速かつ適切に実施すること。 － 処分開始までの間に、風評被害を懸念する利害関係者に対し、風評被害が生じた場合における賠償の方針等について、丁寧に説明し、理解を得ること。 ○ 風評の影響の合理的かつ柔軟な推認 → 客観的な統計的データの分析等により風評の影響を合理的かつ柔軟に推認するなど、損害に関する立証の負担を被害者に一方的に寄せることなく対応すること。

4. 風評被害が生じた場合の対策について

(3) 基本方針決定後の取組

- 迅速かつ適切な賠償の実現に取り組むため、4月27日、経済産業省に「処理水損害対応支援室」を設置。
- 国としても、単に東京電力を指導するだけでなく、賠償方針の策定に際しての東京電力への働きかけや、被害者の皆様への丁寧な説明など、被害者の皆様に寄り添って対応中。

(参考) 東京電力の取組

- 基本方針決定の決定を受け、東京電力が以下の方針を公表。
 - 風評影響を最大限抑制するべく対策を講じた上でもなお、ALPS処理水の放出に伴う風評被害が発生した場合には、あらかじめ賠償期間・地域・業種を限定せず、当該処理水の放出による損害を迅速かつ適切に賠償する。
 - 損害の確認にあたっては、商品・サービスの取引量の減少や価格下落といった状況のほか、統計データ等の客観的な指標も参考に、個別の事情を丁寧にお伺いし、対応する。加えて、当該処理水放出以外の複数の要因により正確な損害額の算出が容易ではない場合には、合理的に損害額を推認するなど、被害者さまに極力ご負担をおかけすることのないよう、柔軟に対応する。
 - また、風評被害に対する賠償の取扱いに関して、関係者の方々のご懸念に対して、具体的な賠償基準等を丁寧にご説明し、ご理解を得るよう努める。さらに、専用お問合わせ窓口を整備して、ご懸念の声をしっかりと受けとめ、対応する。
- 上記方針に基づき、東京電力は専用お問合わせ窓口を立ち上げ、日々、丁寧に対応するとともに、風評被害に対するお申し出をいただいた場合に備え、賠償方針案の検討や損害額推認に活用しうる統計データの調査等を実施中。



(4) 今後の検討課題

- 関係団体等の御要望を踏まえた対応の在り方
 - ・地域や産業の実情に応じた賠償方針の検討、処理水放出に先立った賠償方針の確定 など

5. 将来に向けた検討課題など

(1) これまでにいただいた御意見

- ◇ トリチウム分離処理技術を開発してほしい。【新地町、福島県農業協同組合中央会、福島県原子力発電所の廃炉に関する安全確保県民会議】
- ◇ 国においてトリチウムの分離技術を研究開発する機関を明確に位置づけ、引き続き、新たな技術動向の調査や研究開発を推進し、実用化できる処理技術が確認された場合には、柔軟に対応すること。【福島県】
- ◇ 東京電力の相次ぐトラブルや不祥事に多くの県民が不安を感じている。国においては東京電力の管理体制について、県民の目線に立った抜本的な改革が図れるよう、強く指導していただきたい。【福島県、富岡町、川内村】
- ◇ 国や東京電力は原発事故に対する具体的な責任の取り方をきちんと示すなど、国民の信用を得ることが必要。【全国消費者団体連絡会】
- ◇ 東電はもとより、政府に対しても、国に対しても、一般の国民の信頼関係が以前と比べて薄れてしまった。【福島県水産加工業連合会】
- ◇ 処理水の元となる汚染水の発生量を、これまで以上に抑制する対策を講じること。【福島県、福島商工会連合会】
- ◇ 最終的には1 Fの廃炉作業を安全にしっかりと進める。【川内村】

(2) 基本方針における記載

5. 将来に向けた検討課題（基本方針 P.14～15）

- ・基本方針に定めた事項の実施状況をフォローアップし、必要な追加対策を機動的に実施するため、「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議（座長：官房長官）」を新設。
- ・トリチウム分離技術については、ALPS小委の報告書などで「直ちに実用化できる段階にある技術は確認されていない」との評価。
→ 引き続き、新たな技術動向を注視。

5. 将来に向けた検討課題など

(2) 基本方針における記載

1. 復興と廃炉の両立に向けて（基本方針 P.1～3）

- ・政府及び東京電力に対して、これまで以上に厳しい目が向けられていることを真摯に受け止めなければならない。
- ・地元の方々を始め、国内外の方々の不安を払拭するよう、客観的な情報を透明性高く公表することを始め、その信頼回復をするための不断的努力を行い、対応を徹底していく必要がある。

(3) 基本方針決定後の取組

- 4月16日に第1回「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議」を開催。関係者の特有の課題を把握するため、経済産業副大臣を座長とする関係省庁によるワーキンググループを新設。今後、福島県や近隣県において、ヒアリングなどの調査を実施。

(参考) 東京電力の取組

- トリチウム分離技術については、東京電力が、第三者を活用した「トリチウムの分離技術調査」を開始することを公表。トリチウムの分離技術の実用化の可能性について、幅広い調査の実施や提案の受付に関する第三者（ナインシング・ホールディングス株式会社）を交えた新たなスキームを構築。提案の評価を行うとともに、課題を明確化するほか、必要な助言を行う。現実的に実用可能な技術が確認できた場合には、具体的な設計の検討や技術の実証試験などを行い、技術の確立を目指していく。



(4) 今後の検討課題

- 技術の現状、提案技術の評価などへの客観性の確保の在り方
 - ・結論ありきではなく、客観的な現状の評価・実現に向けた技術的な課題などの示し方 など